

〇〇市町村国民健康保険一部負担金の減免等に関する取扱要綱（参考例）

（目的）

第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第44条第1項の規定に基づく国民健康保険の一部負担金（高額療養費及び公費負担医療の適用がある場合にあつては、これらの給付を差し引いた部分をいう。以下同じ。）の徴収猶予、減額及び免除（以下「減免等」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（減免等の対象者）

第2条 （市町村）長は、一部負担金の支払い又は納付の義務を負う世帯主が、次の各号のいずれかに該当したことにより、その生活が困難となった場合において必要があると認めるときは、その者に対し、その申請により、一部負担金の減免等を行うことができる。

- （1）震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により死亡し、障害者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。
- （2）干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により収入が減少したとき。
- （3）事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
- （4）前各号に掲げる事由に類する事由があつたとき。

（一部負担金の免除）

第3条 （市町村）長は、次の各号のいずれにも該当する世帯の被保険者に対し、一部負担金の支払又は納付の免除を行うことができる。

- （1）入院療養を受ける被保険者の属する世帯
- （2）世帯主及び当該世帯に属する被保険者の収入の合計が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第1号から第3号までに定める保護のための保護金品に相当する金額の合算額（以下「生活保護基準」という。）以下であり、かつ、預貯金が生活保護基準の3箇月以下である世帯

（一部負担金の減額）

第4条 （市町村）長は、次の各号のいずれかに該当する世帯の被保険者に対し、一部負担金の減額を行うことができる。

- （1）震災、風水害、火災その他これらに類する災害により資産に著しい損害を受け、その損害の金額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額があるときは、それらの金額を控除した金額）がその資産の価格の〇パーセント以上である世帯
- （2）世帯主及び当該世帯に属する被保険者の年収の合計が前年と比較して〇パーセント以上減少する見込みであると認められる世帯
- （3）世帯主及び当該世帯に属する被保険者の収入の合計が生活保護基準の〇パーセント以下であり、かつ、預貯金が生活保護基準の3箇月以下である世帯（前条に該当する世帯を除く。）

2 前項の規定により一部負担金から減額する額は、当該一部負担金に10分の〇を乗じて得た額とする

(減額及び免除の期間)

第5条 一部負担金の減額及び免除（以下「減免」という。）の期間は、1月単位とし、2回まで更新することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該期間を越えて引き続き減免を行う必要があると（市町村）長が認めるときは、再更新することができるものとする。

(一部負担金の徴収猶予)

第6条 市町村長は、一部負担金の支払い又は納付の義務を負う世帯主が、第2条の各号のいずれかに該当したことにより、その生活が困難となった場合において必要があると認めるときは、その者に対し、6月以内の期間を限って、一部負担金の徴収猶予を行うことができる。（第3条又は第4条の規定に基づく減免の対象となる場合を除く。）

(減免等の申請)

第7条 減免等の措置を受けようとする者は、あらかじめ（市町村）長に対し、様式第1の申請書に申請の理由を証明することができる書類を添えて提出しなければならない。ただし、徴収猶予については、急患、その他やむを得ない特別な理由であらかじめ提出できなかった者は、当該申請書を提出することができるに至った後、直ちにこれを提出しなければならない。

(審査)

第8条 （市町村）長は、前条の申請書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて法第113条及び法第113条の2の規定に基づき文書の提出、資料の提供若しくは提示を命じ、又は質問を行うことができる。

2 前項の調査において、申請者が非協力的又は消極的であり、事実について確認することができないときは、申請を却下することができるものとする。

3 申請内容により、他の制度の適用を受けると認められるときは、まずその適用を図るよう指導するものとする。

(減免等の決定通知)

第9条 （市町村）長は、前条の規定による審査をし、その適否を決定したときは、様式第2の通知書により、申請者に通知するものとする。

(証明書の交付)

第10条 （市町村）長は、前条の規定により減免等の承認の決定をしたときは、様式第3の証明書を申請者に交付するものとする。

2 前項の証明書の交付を受けた者が保険医療機関等で療養の給付等を受けようとするときは、国民健康保険被保険者証に添えて、証明書を当該保険医療機関等に提出しなけれ

ばならない。

(減免の取消し)

第11条 (市町村)長は、偽りの申請その他不正の行為により一部負担金の減免を受けた者がある場合においてこれを発見したときは、直ちに当該一部負担金の減免を取り消し、本人に通知するものとする。

2 前項の場合において、被保険者が保険医療機関等で療養の給付を受けているときは、(市町村)長は、直ちに減免を取消した旨及び取消しの年月日を当該保険医療機関等に通知するとともに、当該被保険者がその取消しの前日までの間に減免によりその支払を免れた額を徴収するものとする。

3 第1項の規定により減免の取消しを受けた者は、既に発行された証明書を速やかに(市町村)長に返還しなければならない。(前項に該当する場合を除く。)

(徴収猶予の取消し)

第12条 (市町村)長は、一部負担金の徴収猶予の措置を受けた者が次の各号の一に該当する場合においては、その徴収猶予をした一部負担金の全部又は一部について、その徴収猶予を取り消し、これを一時に徴収することができる。

(1) 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため、徴収猶予をすることが不適當であると認められるとき。

(2) 一部負担金の納入を免れようとする行為があったと認められるとき。

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成〇年〇月〇日から施行する。